



第2期 一宮市障害福祉計画

【概要版】



平成21年3月

一宮市

計画策定の目的・期間

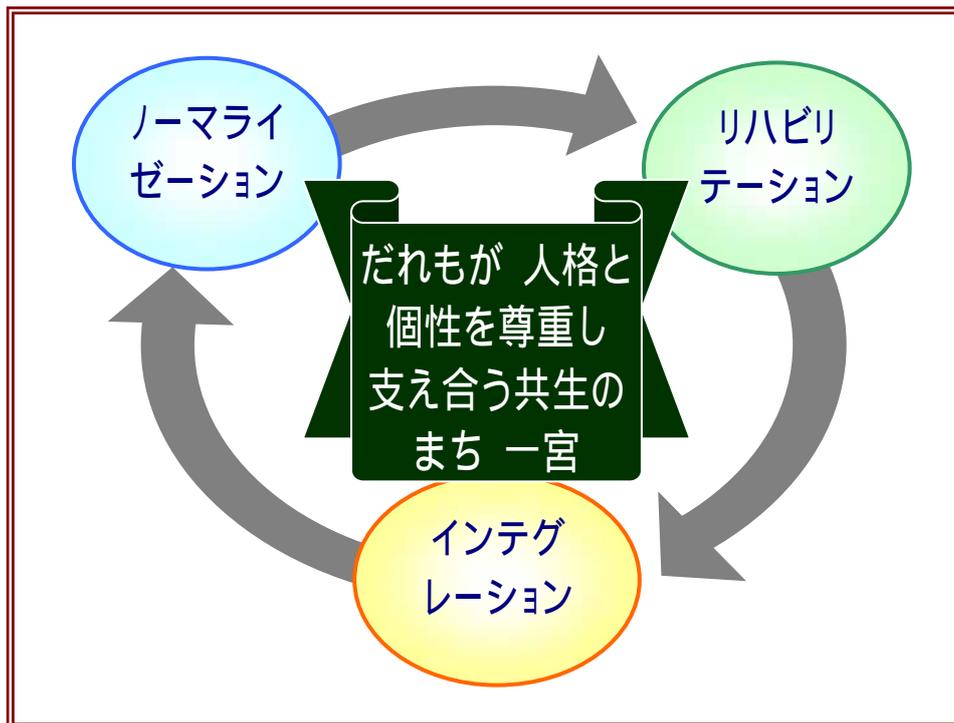
誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、障害福祉サービスの具体的な数値目標とその達成方策を明らかに示します。

計画期間は、平成21～23年度の3年間です。

基本理念

第2期一宮市障害福祉計画では、障害者基本法による「一宮市障害者基本計画」(平成18～27年度)に基づき、本市が市民とともに障害者施策を推進していくための基本理念を、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「インテグレーション」、そしてそれらを包括した「だれもが 人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」と定めます。

基本理念



「ノーマライゼーション」: すべての人が自らの障害の種類や程度に関わらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方

「リハビリテーション」: 医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加するあり方

「インテグレーション」: 障害のある人とない人が同じ場所とともに学び生活していくというあり方

計画対象者数の見込み

平成23年度末時点の障害者手帳保持者数を以下の通り見込みます。

身体障害者手帳保持者	→	約12,400人
療育手帳保持者	→	約2,500人
自立支援医療（精神通院）利用者	→	約3,900人

なお、一宮市では、発達障害や高次脳機能障害の方で障害者手帳を持っていない方も障害者自立支援法上のサービスの対象者に含めています。

地域生活移行と就労支援の数値目標

平成23年度末時点の地域生活移行と就労支援の数値目標を以下の通り設定します。

	第1期計画策定当初		最新の実績値		平成23年度目標
1 福祉施設入所者	282人 平成17年10月時点	→	269人 平成20年4月時点	→	252人
2 入院から地域生活に移行した精神障害者	(52人) 退院可能な人数	→	18人 平成20年3月時点	→	44人
3 福祉施設から一般就労への移行した障害者	4人 平成17年度年間実績	→	5人 平成19年度年間実績	→	16人



4つの重点戦略

本計画では、一宮市が地域の事業所や市民との協働により実施する以下の「4つの重点戦略」を定めます。

1 精神障害者への福祉サービスの充実

精神障害者を対象とした福祉サービスの拡充の誘導

従事者の専門研修の受講の支援

地域の企業等への精神障害者に対する啓発活動の展開

市からの業務委託の拡大やアドバイザーの派遣事業等の周知



2 療育サポート体制の強化

障害者自立支援サービスや、母子通園事業、知的障害児通園事業などによる支援を組み合わせた療育サポートネットワークの強化

市内の療育に携わる専門職の情報交換・共有の機会の拡大、専門研修の受講の支援



3 相談支援体制の強化

障害者支援の第一義的な窓口の明確化

障害者自立支援協議会の開催等を通じた、庁内各部局や関係機関の相談ネットワークの構築

市内の既存の相談支援事業所の専門相談員の養成

新しく相談支援事業の実施を希望する事業所の育成



4 自立して生活できる住まいの確保

グループホームやケアホーム、福祉ホームの整備の誘導と、整備後の安定した運営の支援

旧法入所施設の円滑な新体系移行の促進

住居や保証人の紹介支援を行う「居住サポート事業」の実施に向けた検討

公営住宅のグループホームやケアホームとしての活用可能性の研究



主なサービスのサービス量見込み

1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所などを提供します。

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成18年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	5,329	5,666	6,281
	人/月	256	265	294
移動支援事業(地)	時間/月	1,091	1,137	1,261
短期入所	人/月	78	113	147
	人日/月	469	747	970
指定相談支援	人/月	0	5	114
手話通訳奉仕員等の派遣(地) (コミュニケーション支援事業)	人/年	132	210	286

(地)は、地域の特性に応じ、市町村が柔軟にサービスを提供する「地域生活支援事業」です。

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援については、県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や、新規事業参入を促進していきます。

指定相談支援については、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進するとともに、市の地域生活支援事業による相談支援事業所への早期委託と平成23年度時点での市内6カ所体制をめざします。

2 日中活動への支援

自立と社会経済活動への参加に向け、日中に通所し、必要な支援を受けながら、訓練や作業、福祉的就労等を行うサービスです。

(1) 介護・見守りサービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成18年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人/月	94	241	750
	人日/月	1,320	4,100	16,500
療養介護	人/月	0	0	0
日中一時支援事業(地)	回/月	935	1,264	1,696

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

生活介護については、施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、既存施設の新体系への移行と当該サービスの実施を促進していきます。

日中一時支援事業については、現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	2	9
	人日/月	0	26	198
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	2	8
	人日/月	0	47	176
児童デイサービス	人/月	205	256	285
	人日/月	1,705	2,174	2,422

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

児童デイサービスについては、現行の実施事業所の提供体制の確保に努めるとともに、市内各事業所職員への研修の実施や、療育や障害者問題に関する事業所どうしの情報交換の場の提供などを通じて、サービスの質の一層の向上を図ります。

(3) 就労訓練・福祉的就労サービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	人/月	18	31	50
	人日/月	303	686	1,100
就労継続支援 A	人/月	0	20	52
	人日/月	0	20	1,144
就労継続支援 B	人/月	0	43	165
	人日/月	0	953	3,630
地域活動支援センター事業(地)	人日/月	256	546	976

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

就労系サービスについては、市内事業所の工賃倍増をめざし、障害者の一般就労について地域の企業等への積極的な啓発活動等に努めます。

(4) 旧法に基づく日中活動支援サービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
旧法施設入通所	人/月	333	236	0
	人日/月	6,649	5,043	0

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

経過措置を利用する施設の意向に十分配慮するとともに、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

3 居住の場への支援

障害者に住まいを提供し、介護・見守りなど日常生活上の支援を行うサービスです。

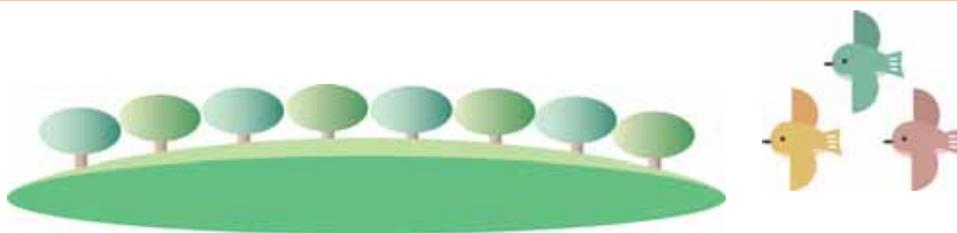
〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
新法施設入所支援	人/月	4	26	252
	人日/月	124	974	7,661
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	15	15
	人日/月	268	420	456
共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	16	39	135
	人日/月	440	1,260	4,104
旧法施設入所	人/月	277	249	0
	人日/月	8,228	6,996	0

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

経過措置を利用する施設の意向に十分配慮するとともに、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

国・県とともに、施設の整備や運営の費用を補助するなど、既存のグループホーム・ケアホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。



円滑な推進に向けた方策

本計画の円滑な推進に向けて、「障害者自立支援協議会」において本計画の推進状況の評価や福祉課題の検討などを行うなど、以下の5点に取り組みます。

- 1 適切な「支給決定」の実施
- 2 低所得者に配慮した負担軽減
- 3 サービスの質の向上と人材確保への支援の強化
- 4 権利擁護の推進
- 5 「障害者自立支援協議会」等の円滑な運営

相談窓口

名称	対象・相談内容	住所	電話	ファックス
一宮市福祉事務所	障害児・者	本町2丁目5-6 一宮市役所内	28-8100	73-9124
一宮市障害者 相談支援センター 「あすか」	障害児・者	千秋町一色字東出26 身体障害者療護施設「あすか」内	81-7260	75-4682
一宮市障害者 相談支援センター 「ゆんたく」	障害児・者	北丹町2 療育サポートプラザ内	28-8288	28-8188
一宮市障害者 相談支援センター 「いまいせ」	障害児・者	今伊勢町宮後字郷中茶原30 いまいせ心療センター内	45-1120	44-7411
療育サポートプラザ (療育サポート事業)	発達のお気になる 児・障害児	北丹町2	28-8288	28-8188
一宮保健所	精神障害・メンタル ヘルス相談 自殺、ひきこもり	古金町1丁目3	72-0321	24-9325
一宮児童相談 センター	児童・障害児 (重症心身障害者を含む)	昭和1丁目11-11	45-1558	45-1560
ハローワーク一宮	障害者の就労	八幡4丁目8-7 一宮労働総合庁舎内	45-2048	46-2179

第2期 一宮市障害福祉計画

< 概要版 >

発行：一宮市福祉こども部福祉課
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL: 0586-28-9134 FAX: 0586-73-9124
E-Mail: fukushi@city.ichinomiya.lg.jp